

株式交換に係る事後開示書面

(会社法 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

令和 1 年 12 月 23 日

株式会社エボラブルアジア

株式会社ひかわ

株主交換に関する事後開示事項

令和1年12月23日

(株式交換完全親会社)

東京都港区愛宕二丁目5番1号

株式会社エボラブルアジア

代表取締役社長 吉村 英毅

(株式交換完全子会社)

島根県出雲市斐川町直江 2620-2

株式会社ひかわ

代表取締役 加藤 規道

株式会社エボラブルアジア（以下「エボラブルアジア社」といいます。）と株式会社ひかわ（以下「ひかわ社」といいます。）は、令和1年11月29日付けで締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和1年12月23日を効力発生日として、エボラブルアジア社を株式交換完全親会社とし、ひかわ社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関して、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
令和1年12月23日
2. ひかわ社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. エボラブルアジア社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

エボラブルアジア社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

エボラブルアジア社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、令和 1 年 11 月 29 日付で、エボラブルアジア社の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社であるひかわ社の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。なお、エボラブルアジア社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換によりエボラブルアジア社に移転したひかわ社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、エボラブルアジア社に移転したひかわ社の株式の数は、681 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 項）

該当事項はありません。

以上